

下野市市民活動センター 利用登録説明会

日時: 令和4年1月19日(水曜日)

会場: 南河内公民館 大ホール

主催: 下野市市民協働推進課 協働推進グループ

1

0. 配付資料の確認

- ✓ 利用登録説明会 レジюме
- ✓ 下野市市民活動センター利用の手引き
- ✓ 市民活動センター登録(変更)申請書 様式
- ✓ (参考資料)生涯学習情報センター移転及び市民活動センター新設に関するQ&A
- ✓ (参考資料)下野市自治基本条例 概要版
- ✓ 利用登録説明会 アンケート用紙

2

1. 市民活動センターについて

そもそも、『市民活動』とは？

= **市民が自主的に行う、営利を目的としない社会貢献活動**

下野市自治基本条例に基づき、市民活動センターは、市民活動がより効果的・公益的に展開するよう様々な活動の主体が連携する拠点としての役割を担い、市民との協働によるまちづくりを推進します。

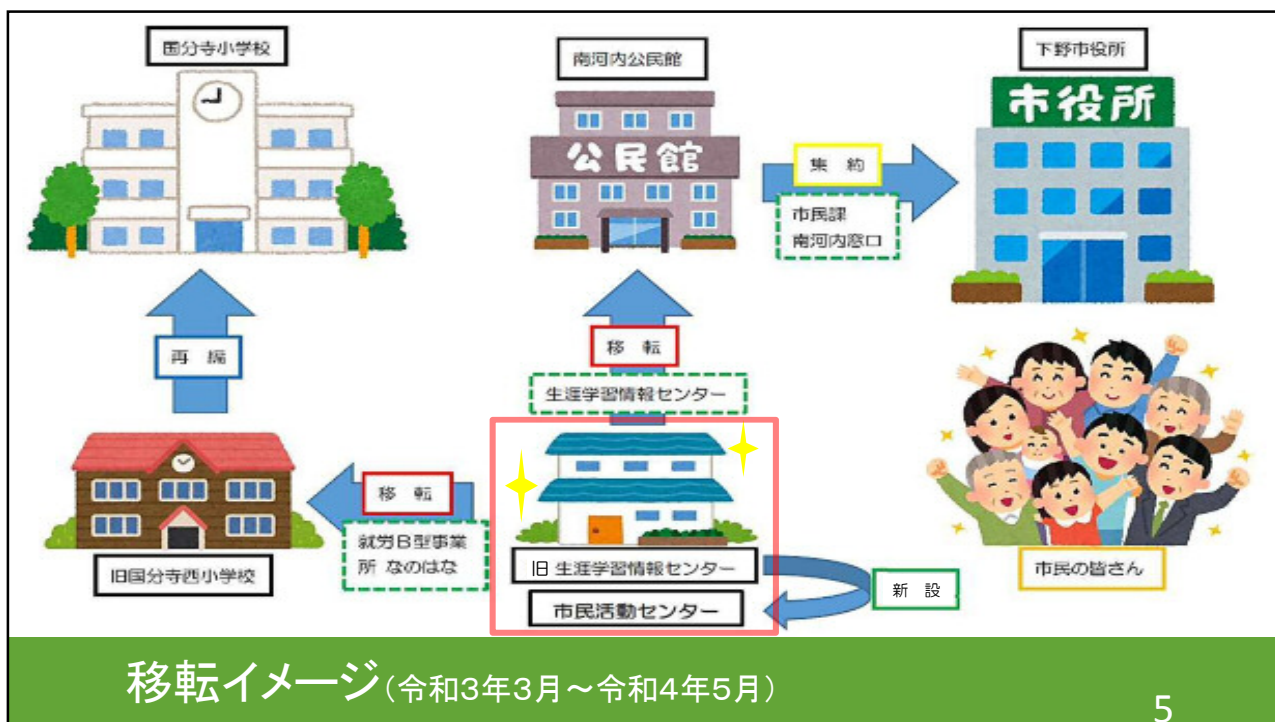


3

市民活動センター設置の背景

- **社会教育施設の見直し**
⇒ 公共施設マネジメントの考え方
- **地域課題の解決による持続可能なまちづくり**
⇒ 市民活動の拠点となる環境(場所・ひと・仕組み)の整備

4



**【参考資料】生涯学習情報センター移転及び市民活動センター新設に関するQ&A Q5より
「生涯学習情報センター」と「市民活動センター」は似ていますが、どう違うのですか？**

生涯学習情報センターの職務は次のとおりです。

- 生涯学習ボランティアバンク管理運営
- 学校支援ボランティアバンク管理運営
- まちづくりリクエスト講座窓口
- 市民、ボランティア団体の育成、活動支援及びコーディネート
- 公民館連携による生涯学習の推進

市民活動センターの職務は次のとおりです。

- 市民活動に関する情報収集、発信及び相談への対応
- 市民活動団体及び関係機関との交流及び連携
- 活動を行うための場所や印刷機器等の利用提供

改修工事の様子

1階交流スペース



2階ホール



7

2. 市民活動センターの概要

【オープン予定日】 令和4年5月中旬頃

【所在地】 下野市緑三丁目5番地1(旧 生涯学習情報センター)

【開館時間】 午前9時から午後9時まで

※毎週日曜日・祝日のみ午前9時から午後5時まで

【休館日】 毎週水曜日・年末年始(12月29日～1月3日)

※施設保守点検等のため臨時休館する場合があります。



手引き参照: 1ページ

8

3. センターでできること



従来(旧生涯学習情報センター)の機能

- 生涯学習・ボランティア活動の普及、啓発の支援
- 生涯学習・ボランティア活動情報提供
- 生涯学習・ボランティア団体の自立と成長のための支援
- 市民のネットワーク作りの支援
- 研修、会議、打合せの場の提供

市民活動センターの機能

- 市民活動に関する相談
- 市民活動に関する情報の収集及び提供
- 市民活動を行う人や団体、事業者の交流や連携
- 市民活動に係る講座
- 施設及び設備の提供
※一部の設備の貸出は利用登録が必要

手引き参照: 2ページ

9

登録・予約不要の
交流スペースと、
会議室数の増加



長時間利用できる
フリーWi-fiの導入

ポスター印刷機の
設置(有料・要利用登録)



懸垂幕等の印刷も可能

10

公共施設予約システムにより、オンライン予約が可能



手引き参照: 11ページ

11

センターを利用できない活動

合奏、合唱、運動など
大きな音や振動を伴う活動



飲酒を伴う
会合・イベント

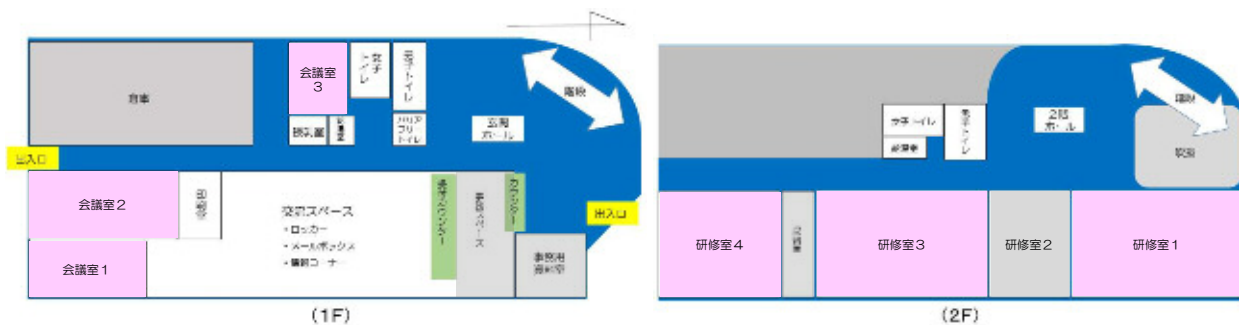
火の使用



手引き参照: 4、12ページ

12

センター設備等配置図



手引き参照: 5ページ

13

4. 利用登録について

自由に利用できる設備(登録不要)

- 交流スペース、ホール等
…市民活動に関する情報を自由に閲覧可能
市民活動の小規模な打合せや会議が可能
- 印刷室
…印刷機、コピー機(有料)等を使用し、資料やチラシ等の作成が可能
- 相談機能
…コーディネーターに団体の立ち上げや資金調達、活動の周知に関する相談が可能

利用登録が必要な設備

- 会議室、研修室、その他貸出備品等
…市民活動の打合せや会議、催しが可能
- ロッカー、メールボックス
…資料等の保管、文書のやりとりに利用可能
- 情報発信機能
…活動やイベントをポスターや情報紙等で周知可能
- 交流機能
…センターまつりや交流会等に参加し、他団体等とのネットワークを広げることが可能

手引き参照: 3ページ

14

利用登録の対象範囲

**下野市内で市民活動を行う
個人または団体が登録できます。**

団体の形態は、
NPO法人、社会福祉法人、公益法人、
組合、サークル、育成会、
自治会やコミュニティ等の地縁団体、
その他任意団体等が該当します。

非営利の社会貢献活動や社会性の高い事業の
為に利用する場合に限り、事業者も含まれます。

営利活動、宗教活動、政治活動、
その他公益を害するおそれのある
活動のためにセンターを利用したり、
利用登録することはできません。



手引き参照: 3ページ

15

利用登録上の注意

利用登録を行っても、以下に該当する活動には利用できませんのでご注意ください。

- ① 利用登録を行った市民活動の範囲外の活動
- ② 物品販売や商談など、営利を目的とした活動
- ③ 宗教の教養を広め、儀式行事を行い、及び信者を教育、育成することが目的と考えられる活動
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することが目的と考えられる活動
- ⑤ 勧誘、センターの許可を得ない募金活動
- ⑥ 秩序または風紀を乱すおそれがあると認められる活動
- ⑦ 管理上支障があると認められる活動
- ⑧ 施設等を損傷するおそれがあると認められる活動
- ⑨ 管理者が使用を不相当と認める活動



手引き参照: 4ページ

16

既存の施設・バンクとの関連

生涯学習情報センター

■利用登録団体

移転により、貸館機能はなくなります(南河内公民館内に優先利用できる部屋有)。

登録情報は、新しい市民活動センターに引き継がれません。市民活動センターの利用登録が必要な設備のほか、公民館、コミュニティセンター等を利用する場合は、各施設の利用登録が必要になります。

■ ボランティアバンク

これまでと同様、南河内公民館内の生涯学習情報センターが事務局となって機能します。

ボランティアセンター(社会福祉協議会)

■利用登録団体

市民活動センターの利用登録が必要な設備を利用したい場合は、別途市民活動センター利用登録が必要です。

■ボランティアバンク

これまでと同様、保健福祉センターゆうゆう館内の社会福祉協議会が事務局となって機能します。

※他の施設の登録に加えて、市民活動センターにも登録できます

17

利用登録方法・受付について

●本日(令和4年1月19日)より受付開始

以下の書類を提出し、利用登録を行ってください。

(③、④については、利用登録後にセンター情報コーナーで一般に公開されます。)

市民活動センターオープンまでは、市役所2階の市民協働推進課にて受け付けます。

センターのオープン以降は、センター内受付カウンターにて随時受け付けます。

【提出書類】

- ①市民活動センター利用登録(変更)申請書
- ②代表者(個人の登録の際は登録者本人)の身分証の写し
- ③過去の活動内容が分かる資料(新規発足団体は、活動計画や今後の予定が分かる資料)
- ④【団体のみ】活動の目的や内容が分かる定款、会則または規約
- ⑤【団体のみ】構成員名簿

手引き参照: 4ページ

18

5. 今後のスケジュールについて

- 1月19日(水) 利用登録受付開始
…これより随時受付 登録結果通知は後日郵送
- 3月1日(火) 設備利用予約開始
…会議室、研修室、ロッカー、メールボックス
- 5月中旬頃 オープニングセレモニーおよび内覧会
…翌日の月曜日よりセンター機能利用可能
- 10月中旬(日) 市民活動センターまつり

手引き参照: 18ページ

19

市民活動センターまつり

旧生涯学習情報センターまつりを踏襲し、10月中旬の日曜日に開催予定(前日土曜日は準備日)。

センターオープン後、出展者を募集します。

出展できるのは市民活動センターの利用登録団体・個人を予定しています。

【旧生涯学習情報センターまつりの様子】会場: 旧生涯学習情報センター、グリーンタウンコミュニティセンター



手引き参照: 18ページ

20

5. 質疑応答

挙手でお知らせください。
係の者がマイクをお持ちします。

21

アンケートにご協力をお願いします

回答後は、アンケート用紙を
会場出口の回収箱にお入れください。
今後のセンター運営の参考とさせていただきます。

22